

令和元年第8回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

令和元年11月29日 開会

令和元年11月29日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

令和元年第8回新十津川町議会臨時会

令和元年11月29日（金曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第7号 専決処分の報告について
- 第4 議案第67号 新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○出席議員（11名）

1番	井向	一徳	君	2番	村井	利行	君
3番	進藤	久美子	君	4番	鈴井	康裕	君
5番	小玉	博崇	君	6番	杉本	初美	君
7番	西内	陽美	君	8番	長谷川	秀樹	君
9番	長名	實	君	10番	安中	経人	君
11番	笹木	正文	君				

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の氏名

町長	熊田	義信	君
副町長	小林	透	君
教育長	久保田	純史	君
総務課長	寺田	佳正	君
住民課長	平田	智子	君
保健福祉課長	長島	史和	君
産業振興課長兼			
農業委員会事務局長	小松	敬典	君
教育委員会事務局長	後木	満男	君
建設課長	谷口	秀樹	君
会計管理者	内田	充	君
代表監査委員	岩井	良道	君
監査委員	奥芝	理郎	君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中畑	晃	君
--------	----	---	---

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 議長（笹木正文君） 皆さんおはようございます。
ただ今から令和元年第8回新十津川町議会臨時会を開会いたします。
ただ今、出席している議員は11名であります。
定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、7番、西内陽美君。
8番、長谷川秀樹君。両名を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（笹木正文君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。
-

◎報告第7号の上程、説明、質疑

- 議長（笹木正文君） 日程第3、報告第7号、専決処分の報告についてを議題といたします。
内容の報告並びに説明を求めます。
町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

- 町長（熊田義信君） おはようございます。ただ今上程いただきました報告第7号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

3ページをお開き願います。

専決第3号として、専決処分書。

議決された契約金額の10分の1以内の額を増額することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和元年11月19日。

契約の目的、新十津川町庁舎建設事業建築主体工事第1期。

2、議決年月日及び議案番号、平成31年3月15日、議案第19号。

3、契約金額の変更内容、(1)変更前の額10億7,244万円。(2)変更後の額10億7,365万円。(3)増減額121万円の増。(4)変更の理由、工事支障埋設物、浄化槽及び地下タンクの撤去工事の追加及び産業廃棄物処分量の確定による請負額の変更が生じたためでございます。

以上、専決処分の変更理由及び内容についての説明といたします。ご承認賜りたく、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(笹木正文君) 内容の報告並びに説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○7番(西内陽美君) 細かくて申し訳ないんですけども、撤去工事の金額と、それと産業廃棄物処分量の確定された量と請負額をそれぞれお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長(笹木正文君) 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長(谷口秀樹君) 7番議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

今回、121万円の増になった内訳といたしましては、役場の庁舎の裏に建設しております庁舎のちょうど真下になるんですけども、古い浄化槽がございまして、それを撤去する工事が追加となったものでございます。

コンクリートの取り壊しで21.3立米、既設のタンク、重油のタンクですけども、その撤去で1.3トン、コンクリートの殻の処分としまして49.1トン、金属くず、これは地下タンクなんですけれども、これの撤去で1.3トン、総合しまして121万円の処分量の追加ということになりました。以上です。

○議長(笹木正文君) よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

9番、長名實君。

○9番(長名實君) 地下タンク並びに浄化槽は分かるんですが、これ工事前から分かった話じゃないかなと思うんですけど、突然に沸いた話じゃないんで、なぜ追加になったのか、その辺をお聞かせ願います。

○議長(笹木正文君) 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長(谷口秀樹君) 現在、庁舎建設にあたって現地調査をしておりました。ただ、その下にそういったような、ちょうど今の建っている所なんですけれども、昔のちょうど真裏の通路にあたる所にございまして、ちょうどそこが基礎杭を打つとかというところでひっかかるようなことになりました。

それで、なぜ分からなかったかということなんですけど、その時にそういった大きい物があるということの認識がちょっとなかったもので、大丈夫だろうということで設計していたんですけども、杭打ちの部分にひっかかることが判明しましたので、今回、取り壊す

ことになったものでございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 9番議員、よろしいですか。

それでは、ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第7号、専決処分の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第4、議案第67号、新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第67号、新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

1枚めくっていただきまして、6ページの下段、提案理由でございます。

令和元年8月の人事院勧告に準拠し、町長、副町長、教育長並びに職員の給与等に関し所要の改定を行うため、これらの条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） 改めまして、おはようございます。ただ今上程いただきました議案第67号、新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、提案理由にもありましたように、令和元年8月の人事院勧告に準拠し、給与等について所要の改正を行いたいとするものでございます。

はじめに、本年8月に示されました令和元年度人事院勧告における給与に関する勧告の骨子を少し説明させていただきます。

一つ目が、民間給与等の格差0.09パーセントを埋めるための給料表の水準引き上げ。

二つ目が、民間ボーナスの支給割合との均衡を図るための勤勉手当支給月数の0.05か月の引き上げ。

三つ目が、住居手当の支給対象家賃額の下限額引き上げと最高支給額の引き上げとなっております。

それでは、内容のご説明を申し上げます。

お手元に配付しております新旧対照表も併せて参照いただきますようお願いをいたします。

新旧対照表 1 ページをご覧ください。

一部改正条例。

第 1 条関係、新十津川町職員の給与に関する条例の一部改正。第13条の 4、勤勉手当で
ございます。

第 2 項第 1 号は、再任用以外の職員の勤勉手当支給割合についての規定でございまして、
6 月、12 月の支給割合を100分の92.5を、今年度の勧告に沿って0.05か月分引き上げまし
て、支給割合を100分の97.5に改正したいとするものでございます。

次に、新旧対照表の 5 ページから14ページになります。

こちらは給料表の改正でございまして、別表第 1、行政職給料表と後ろの方に、別表第
2 医療職給料表がございまして。

今回の改正におきましても、若年層に重点を置いた改定がなされておきまして、高卒者
の初任給で2,000円の引き上げ、大卒程度の初任給で1,500円の引き上げとなっております
と、30代半ばまでの職員が在職する号俸についての平均改定率は、0.1パーセントとなっ
てございます。

それでは再び新旧対照表の 1 ページをご覧ください。

一部改正条例第 2 条関係。

新十津川町職員の給与に関する条例の一部改正で、第 8 条の 2、住居手当でございまして。

第 1 項第 1 号は、住居手当の対象となる家賃額の下限を月額 1 万2,000円から 1 万6,000
円に引き上げるものでございます。

次のページに移りまして、第 3 号は、単身赴任手当を支給される職員の配偶者が居住す
る住宅の家賃額の下限の改正でございまして。

第 2 項第 1 号は、住居手当の月額を求める規定で、住居手当の対象となる家賃額の下限
が4,000円引き上げられたことに伴い、算定方法を区分する家賃の額を変更するものでご
ざいまして。

次に、第13条の 4、勤勉手当でございまして。

第 2 項の改正につきましては、令和 2 年 4 月 1 日以降の勤勉手当の支給割合を定めるも
ので、先ほどの第 1 条関係の改正案の内容を更に改正するという内容でございまして。

次に、一部改正条例第 3 条関係。

新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正で、第 5 条、期末手当でござい
ます。

第 2 項、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を100分の 5 引き上げ、100分の
220から100分の225に改正したいとする内容でございまして。

次に、一部改正条例第 4 条関係。

同じく、新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正で、第 5 条、期末手当
でございまして。

第 2 項の改正は、令和 2 年 4 月 1 日以降の期末手当の支給割合を定めるもので、先ほど
の第 3 条関係の改正案の内容を更に改正する内容で、期末手当の支給割合を100分の222.5
に改正したいとするものでございまして。

次に、議案をご覧いただきまして、附則でございます。

第1項、第2項は、施行期日等で第1項、この条例は公布の日から、第2条及び第4条並びに附則第4項の規定については、令和2年4月1日から施行したいとしますものとございます。

第2項は、第1条の別表給料表に係る規定で、平成31年4月1日に遡り適用したいとしますものとございます。

次のページに行きまして、第3項ですが、改正前の条例により支給された給与は、改正後の条例による給与の内払とみなすことについて定めております。

第4項は、住居手当に関する経過措置規程で、今回の改正により2,000円を超える手当の減額となる場合には、令和3年3月31日までの1年間、手当の減額を2,000円に止めるというものとなっております。

第5項、第6項は、詳細な事項については、規則委任する旨の規定となっております。

最後に、今回の給料表の改定、期末勤勉手当の支給割合の改正により、職員に追加で支給される額でございますが、理事者、一般職、職員分合わせまして、全体で269万円、一人当たり平均では、約2万7,000円の見込みとなっております。

これらの改正に伴い必要となる財政措置につきましては、年度途中での職員の退職により人件費に執行残が見込まれることから、これらを振り替えて執行することとしてございます。

また、住居手当の改正に伴い手当額に影響を受ける職員は、引き下げとなる者29人、追加となる者1人の見込みとなっておりますが、先ほどの給料表の改定、期末勤勉手当支給割合の改正と合わせまして、職員労働組合との交渉を終え同意を得ておりますことを申し添えさせていただきます。

以上、新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第67号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第67号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号、新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（笹木正文君） 以上で、本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（笹木正文君） 令和元年第8回新十津川町議会臨時会を閉会をいたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時19分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員